

令和2年9月9日

告示

当財団は、本日JBCルール第15条、JBC倫理規程第5条及びJBC制裁規程第2条第2項5号に基づき、ミツキボクシングジム（以下「ミツキジム」という）のプロモーターである春木博志（ライセンスNo.18337）氏を令和1年12月14日よりプロモーターライセンスの1年間停止処分とする。

理由： 春木博志氏は、令和1年12月14日、岸和田総合体育館サブアリーナにおいて、興行開始前に元トレーナーを殴り傷害罪で起訴された。

このことはボクシング界の信用を著しく貶める行為であり、当財団は春木博志氏を令和1年12月14日よりプロモーターライセンスの1年間停止処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション